

資料紹介

寛政元年の本願寺法如越前下向

宇佐美 雅樹*

はじめに

1. 「御門跡様御下向 全」(「下向記」)について
2. 「下向記」にみえる法如越前下向
3. 3資料からみた下向実現のための交渉
4. 法如越前下向の一考察

おわりに

はじめに

江戸時代、法如以前の西本願寺歴代法主(門跡)が大坂・堺・河内の各掛所以外に下向した例は合計7回と少なく、そのうち畿内は5回(大和3回、和泉2回)で、残りの2回は慶長7年(1602)10月の准如越前下向と、寛政元年(1789)6月から翌閏6月にかけての法如越前下向である¹⁾。寛政元年の法如越前下向は、本願寺法主の下向としては江戸時代初期の准如以来であり、しかも天明の大飢饉の余波が残るなか実施された、きわめて異例の出来事であった。下向は、連枝・坊官・家司・堂達・京大坂講中ら500余人が従う大規模なものであったという²⁾。

なぜこの年に法如が越前に下向したのかは、必ずしも明らかでない。しかしこの点は、この出来事の歴史的な位置づけに関わることであるので、寛政元年の下向先となる福井御坊が再建されていく経緯をみておこう。

越前福井御坊は、明和8年(1771)3月の福井城下大火で焼失した。その後法如は、同年8月には御坊所再興募縁(募財)の消息を下付している。その後安永9年(1780)9月、福井御坊の再建となり、遷仏が行われた。天明5年(1785)には「三領在町同行中」と申合わせ、行き届いていない「御修復巖飾」つまり御坊の造作・荘巖をさらに整えるため、本願寺学林の能化^{のうけ}であった功存³⁾が法如御書の下付を「大願」「甚重キ御事」として願ひ(本願寺史料集成『越前国諸記 一』同年2月2日付本願寺坊官宛平乗寺功存願書)、同年6月に御書が下付されているのである。このような経緯から、寛政元年の法如下向は、福井御坊再建の経緯と強く関連していると考えられ、寛政元年法如の越前下向は、第一義的には、越前真宗西派によりみごとに再興された福井御坊を訪れるという意味合いが強かったと考えられる。

では次に、法如下向を実現させた要因は何だろうか。前にみたように功存は、御坊の造作・荘巖を

*福井県文書館主任

さらに整えるため、越前各地の同行集団（「三領在町同行中」と申合わせている。また、安永9年以降天明年間にかけて、能化功存は、法如や新御所様（文如）の「御書」を携え、さかんに越前国内各地を巡在し、冥加金や多額の御用金の「勸進」を行っている（『越前国諸記 一』）⁴⁾。このように、能化功存は、越前各地の講中・同行集団と密接につながり、本山や福井御坊に経済的支援を行っている。また、天明8年6月、法如は功存に、越前下向の意を最初にかつ直接伝えた（同前）。それは功存が、前述のように、経済的に負担能力を持つ越前各地の講中・同行集団⁵⁾と結びついていたからであると考えられる。このような越前真宗西派の状況が、法如越前下向を実現させた一要因であろう。

さて越前下向は、前述のような盛儀であったにもかかわらず、管見のところ、越前に残されている関連資料は必ずしも多くはなく、法如下向を断片的にしか窺い得ないものがほとんどである⁶⁾。ただ、寛政元年の法如越前下向を分析しその歴史的な意義を見出すことは、のちの享和から文化年間に大きく展開する越前における三業惑乱の研究、ひいては近世越前真宗史研究の上で有益である⁷⁾。

本稿は、法如越前下向の比較的まとまった記録資料として、「御門跡様御下向 全」（福井県文書館資料群番号 I0135常興寺文書、資料番号 00012）をもとに、寛政元年の法如越前下向を紹介するとともに若干の考察を加え、近世越前真宗史研究の基礎作業としたい。なお、法如が越前に下向した寛政元年6月から閏6月は、道中の近江や越前で大洪水が起こり⁸⁾、法如一行も往路道中の近江で8日間の逗留を余儀なくされたほか、越前でも逗留は21日間に及んだ。本資料は、この長期逗留を招いた洪水の状況についても大野郡内を中心に詳述しており、江戸期の越前災害史研究の上でも一定の価値がある。

1. 「御門跡様御下向 全」（「下向記」）について

法如越前下向の記録である「御門跡様御下向 全」（以下「下向記」と略記）は、大野市伏石の浄土真宗本願寺派常興寺⁹⁾に所蔵される冊子体の資料である。表紙を含む墨付きは16枚で、一丁目表（表紙）には外題「御門跡様御下向 全」が書かれている。奥書はなく、資料の成立年は記されていない。

「下向記」の表紙には、外題とともに常興寺の山号「塩原」が記されており、二丁目表には「御門跡様御下向略記」と内題が付されている。内題下の「のど」の綴じ目部分に印（印文不明。「塩原山」か）が押されているが、一丁目裏（表紙裏）に印影はなく、表紙はのちに補われたものであることが推察される（写真1）。ただ、寛政元年の大野郡の法中の動向や同年の洪水における大野郡を中心とした被害状況、池田川（足羽川上流をさす）での水難事故に関する詳しい記事があることなど内容面から判断すると、本資料は常興寺住持が記録し、一貫して常興寺に伝えられたものと考えるのが自然であろう。

「下向記」には、「跡ヨリ書入ヘシ」（6月26日記）、「行列書若御坊所ニアラハ後日ニ借受書入ヘシ」（閏6月14日記）などと、後日の補記を要する旨の注記が6か所あり、一部で記事の月日付が前後

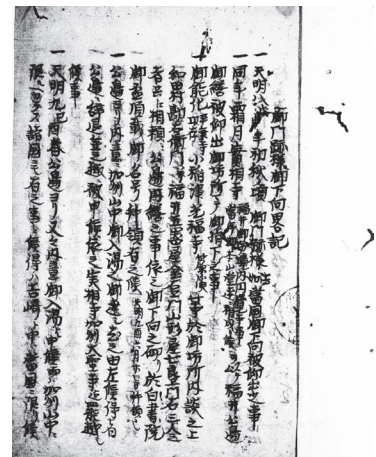


写真1 「下向記」一丁目～二丁目

しているところもあることから、逐次記録していったものではなく、諸資料を後でまとめ直したことが窺える。また、後代の参考とするためか、末寺住持や新発意が支出する両門跡や坊官等への「御年頭」「御剃刀料」等の諸負担、法会の次第、法会のさいの出仕者や衣体などを詳記するほか、下向までの越前側の諸準備、法如越前逗留中の動静、越前真宗西派の寺院（法中）や門徒（同行・講中）の動向、下向のさいの法会の様子、寛政元年の大雨による洪水の状況など、下向にまつわる諸事象に関する記録性が高く、豊かな内容をもっている。越前真宗西派の視点から法如下向に関する諸事を記録していることも特徴である。さらに「下向記」には、「御対面所御書拝聴之図」「御対面ニテ御直命御暇乞之図」という2点の見取図のほか、「福井御坊白書院華会図」というべき1点の見取図が収められており、下向時の行事における座配やしつらえを視覚的に伝えるものとなっている。

一方、閏6月14日から同16日までの福井・吉崎間の往来についての記述は、福井逗留中の記述と比較すると質量ともに乏しく、路次の法如一行の立寄り所・宿所と法如の動静が簡単に記されている。このことから、「下向記」筆者の関心の対象が福井逗留中に偏っているということができ、このことは資料「下向記」の特徴として注意されるべき点である¹⁰⁾。

2. 「下向記」にみえる法如越前下向

以下、部分的に資料を紹介しつつ、法如の越前下向をみていきたい。

(1) 下向決定まで

「下向記」は、次にみるように、内題に続いて法如が越前下向を仰出されたことから書き起こし、福井藩からの下向許可を得るために行われた、「公辺御繕（内繕）」つまり福井藩との折衝、およびその結果について記録している。

（内題） 「御門跡様御下向略記」

- 一、天明八年戊申年初秋ノ頃、御門跡様法如当国御下向被仰出候事、
 - 一、同年霜月実相寺福井御坊境内円覚寺事、当年御本山堂達ニ相成候ヲ以テ、福井公辺御繕被仰出、御坊所マテ御指下之事、
 - 一、御能化平乗寺功存、小稲津光福寺簾溪等於御坊所内談之上、和田村勘右衛門并福井五器屋金右衛門・山形屋七郎右衛門右三人之者共江相頼ミ公辺内繕之事、依之御下向之砌り於白書院御盃頂戴御名号拝領有之候、天明九西六月廿七日拝領也、¹¹⁾
 - 一、公辺ヨリ内意ニ加州山中御入湯之御達シ尤之由、左候得者公辺ニ辞退無之趣ニ被申候、依之実相寺加州大聖寺迄罷越シ候事、
 - 一、天明九巳酉春公辺ヨリ又々内意、御入湯与申候而ハ加州山中ニ限ルヘカラス、諸国ニモ有之事ニ候得ハ、吉崎ト申ハ当国ニ限り候、依之思召之通り吉崎御参詣之御達シ御尤ニ候、殊ニ御門跡様御高年之御事ニ候エハ御延引ノ御断リ難申上候与之内意有之候、
 - 一、同年二月七日ヨリ寛政ト改元、三月二日公辺ヨリ御下向御請ノ御返答有之、御逗留思召ノ俣ト有之候、
- 上記「下向記」の記述から、以下のことが読み取れる。

天明8年初秋、法如が越前下向を仰出された。同年霜月、当年本山堂達であった実相寺が福井藩へ

の「御繕い」を行った。その後、能化平乗寺功存と光福寺簾溪¹²⁾らは内談し、「和田村勘右衛門并福井五器屋金右衛門・山形屋七郎右衛門」に「公辺内繕」を依頼した¹³⁾。その後、公辺より加州山中入湯許可の内意があり、実相寺は加州大聖寺へ赴いた。

同9年（寛政元年）春、再び公辺より内意を受けた結果、下向を越前に限ることとなり、法如の吉崎参詣が認められた。また法如は御高年であるので、日程の御延引の御断り申し上げ難し（つまり下向の日程を認める）とする内意があった。

寛政元年3月2日、公辺より御下向御請の御返答があり、御下向について「御逗留思召ノ俣」と、越前下向の正式な許可を受けた。

（2）法中・同行への連絡

同年3月8日、福井御坊所から「御門跡様当夏中ニ御下向」のため、3月12日・13日両日の内に出坊すべきことを伝える触状が法中に廻達され¹⁴⁾、出坊したさいに、越前下向は「御門跡様三十年来御念願」であったが、公辺首尾能くあい調い、6月上旬に下向されることになったので、大慶と存すべきことを福井御坊輪番から仰渡された。

同月13日、南専寺（民部卿賢明）が出坊の節、輪番から「法中示談之上御坊所御繕御普請等御入用御奉加之儀御為、宜敷御馳走」を依頼される。

同月15日、浄勝寺が出坊の節、右之趣を依頼されたところ、村々の頭立同行を御坊所へ招くべき由を浄勝寺が主張したので、大野町在・富田郷村々へ27日・28日の内出坊致すべきよう御触れがあった。しかるところ、触が廻達されない村もあるなかで3月晦日の頃、輪番所から村々同行へ宛てられた書状が浄勝寺に2通届いたが、それは南専寺と浄勝寺の2か寺が巡在（触を通達すること）するための触であった。

ところが、翌4月17日の夜の大野町の大火によりかれこれ延引となり、2か寺では御奉加巡在が難しいことを南専寺が御坊所に伝えた。そこで、無住の応行寺、半焼した教願寺、類焼した光明寺・円和寺の四か寺を除く大野惣法中12か寺に奉加巡在を依頼し、そのため5月12日に浄勝寺において会合すべき旨の書状が届けられた。そこで大野惣法中は相談の上、巡在の割り当てを決定した（下記）。

坂谷郷 常興寺巡在、 富田郷并穴馬西之谷山中 南専寺巡在、 御給村・東山村・今井村・五条方村・野中村・平沢村・開発村・稲郷村 長勝寺・善勝寺巡在、 木本村・三据・猪之嶋村・下ノ口村・森山村・医王寺村 専福寺巡在、 阿戸祖村・上舌村・下舌村・飯峯村・欽掛村・右近次郎村・篠倉村・金塚村・野口村・横町・荒井村・中野両村 浄勝寺巡在、 森政村・北御門村・吉村・菖蒲池村・中村・中之方村・友江村・堂本村・中挾村・横枕村・新在家村 最勝寺巡在、 中津川村・大田村・大矢戸村・庄林村・下荒井村 誓念寺巡在、 西犬山村・丁三村 唯教寺巡在 矢村・大門村 正善寺巡在、

メ十ヶ寺 願了寺ハ老僧死去故除ク、真乗寺ハ病氣故除ク、

5月13日には上ノ庄同行が御給専福寺に招かれ、長勝寺・南専寺から巡在を依頼された。また、5月14日には大野下在同行が唯教寺に招かれ、浄勝寺等から巡在を依頼されたが、そのさい村々同行衆中宛ての御坊輪番書状が示された。書状は、法如が当夏中加越御旧跡御拝礼のため下向すること、御繕御普請等にひとしお出精するよう奉加を依頼するものの、時節柄諸公辺へ対し斟酌し、事静かに懇

志を運ぶべきことを伝えた。

6月3日、福井城下の西蓮寺を会所に定め、「国中法中」の寄合が行われた。

(3) 法如一行の京都発輿と近江長沢逗留

法如下向の日程は、6月13日に京都から発輿、同月20日に到着の予定であった。ところが、同月15日からの大雨で16日に近江長棹（長沢）に着いたものの道などが損じたため、同月23日まで長棹福伝寺（長沢福田寺）¹⁵⁾に逗留した。

同月19日、今立郡正立寺・真勝寺が余間中惣代の御機嫌伺いのため長沢に赴き、「水御逗留ノ御見舞」として余間中が法如へ金五百疋、随伴する河内国顕証寺（法如出身寺院）へ金百疋、三家老（下間大式法橋、嶋田讃岐守、嶋田大和守）へ金百疋を進上した。このように余間中が一番にご機嫌伺いに馳せ参じたことに法如は御満悦の意を示し、余間中惣代らは「御賞美」に預かったところ、嶋田讃岐守は「後見并ニ講中コソハ早速御機嫌窺ニ可参処、貴寺方早速一番ニ被参候事甚タ神妙」と述べ余間中を賞した¹⁶⁾。

同月23日、逗留していた法如一行は近江長沢を発ち、24日には越前今庄の脇本陣に泊まり、25日には府中に入り、法如は陽願寺、顕証寺は養徳寺に分宿した。26日には鳥羽万法寺で中飯をとり、荒井善吉宅で小休した。

(4) 池田川での水難事故

6月24日、福井に赴くため羽生街道を往来していた大野円和寺住持、上据最勝寺次男義乗、^{しもよつろ}下丁村教覚寺新発意智照の3人は、池田川（足羽川）の前場村（足羽郡前波村）天神淵において水難事故に遭った。炎暑のため義乗が水浴をしていたところ淵に巻き込まれ、円和寺と智照が救助しようとしたが、3人とも水死した。その後3人はそれぞれ茶毘に付されることになったが、鯖江藩領大庄屋の木本村弥惣右衛門は、役人の検死を受けなければ最勝寺義乗の葬式ができないと主張したため、葬式が大幅に遅れた（写真2）。

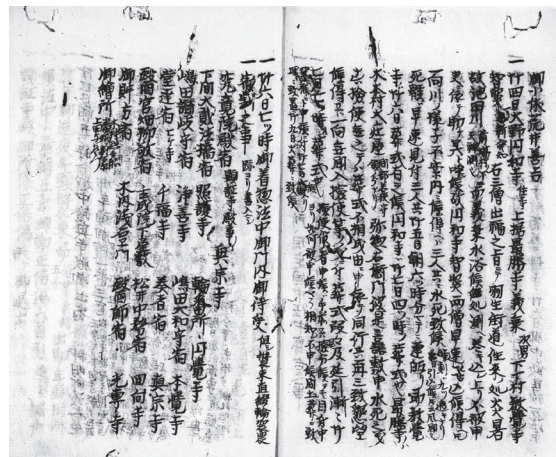


写真2 「下向記」六月二十四～二十六日記

(5) 福井御坊での動静

6月26日7時、法如一行は福井御坊に到着した。その「御待受」として、越前惣法中は^{じきとつ}直綴に輪袈裟を着し、一行を迎えた。26日、一行は、法如のほか、顕証寺、下間大式法橋、嶋田讃岐守、嶋田大和守、堂達7か寺、奏者、医官畑柳敬¹⁷⁾、松井中務、御賄方、医師、御絵所であり、福井御坊周辺の興宗寺、照護寺など末寺や平泉寺玄成院下屋敷などに分宿した。

同月27日朝、越中勝興寺（越中随一の大坊である古国府勝興寺）が神明町浅谷屋から出宿した。

その後の法会で門跡や顕証寺が不参のさいには、法会の調声は越中勝興寺が務めた。また次に示すように、この日の速夜前には越前・加賀・能登・越中の「三官」(院家・内陣・余間の寺格を有する寺院)の「御年頭御礼」が行われた(下記)。

一、廿七日御速夜前御年頭御礼一番ニ三官 正受寺、本向寺、能州松波松岡寺、照恩寺、陽願寺、真宗寺、専光寺、照護寺、本覚寺、平乗寺民部卿、興宗寺、浄因寺、越中富山願生寺、興源寺、円福寺、加州金沢勝縁寺、同勅使願成寺、越中称念寺治部卿、加州大聖寺ノ専称寺新発知、打越証光寺新発知、正立寺、明善寺、常興寺、光福寺、了勝寺、勝縁寺、真勝寺、南専寺、受法寺、浄勝寺、浄光寺、教順寺、厳教寺、昌蔵寺、円成寺、正法寺、受徳寺中将、南専寺民部卿、明善寺治部卿、長慶寺、長勝寺、西蓮寺、浄応寺、了勝寺侍従、光福寺宰相、常興寺式部卿、勝縁寺治部卿、正立寺刑部卿、瑞応寺、慶崇寺、教覚寺、養徳寺、真勝寺宮内卿、演仙寺、光明寺、西光寺、教覚寺式部卿、尊光寺、千福寺、昌蔵寺大輔、本専寺、専福寺、善蓮寺、

平乗寺ハ上京ノ節御年頭相済申候、西光寺ハ大變ノ儀故出勤無之候、興行寺ハ上京ノ節御年頭相済申候、常興寺ハ病氣故晦日御礼、南専寺ハ病氣故不参、尊光寺ハ公用故廿九日御礼、越中称念寺ハ京都ニテ御礼相済、

御年頭献上の額について、住持の場合は両門跡(法如と新門跡文如)へ銀5匁ずつ、下間ら三家老に銀2匁ずつ、虎の間役人2人に銀1匁ずつ、家老取次1人に銀1匁、虎の間下役人2人に銀5分ずつであった。新発意の場合は両門跡へ銀3匁ずつで、役人中へは住持分と同様であった。

同月27日の速夜法要は、年頭礼の装束(指貫・素絹・五条)で、年頭礼が済んだ法中は素絹・五条の装束でそれぞれ出勤し、顕証寺の調声で正信偈六首引を勤めた。正信偈のあと門跡は退出した。またこの日、下向実現のための「公辺内繕」を行った3名の福井御坊御勘定同行¹⁸⁾(和田村勘右衛門・福井五器屋金右衛門・山形屋七郎右衛門)は白書院で御盃を頂戴し、「御名号」を拝領した。

同月28日の晨朝・日中を経て、29日から閏6月朔日にかけて福井御坊で法事が執行され、専修寺らの法談(法話)が催された¹⁹⁾。法事の莊嚴として蓮如と前法主湛如(本願寺16世)の御影が掛けられた。また、28日より「在家御剃刀」(門徒の剃髪式)が行われ、一人当たり礼金は2両であった。他に御盃料として福井札で3匁9分を要した。晦日には、三官と坊守分の「御剃刀」も行われ、一人当たり礼金2両と御冥加として2朱(仲間中の定めによる)を要した²⁰⁾。

閏6月朔日には対面所で御書披露が行われることになり、惣法中に拝聴が仰せ付けられた。披露前に嶋田讃岐守が書付を以て演説を行い、専修寺が御書披露を行った。また同月2日には上壇床に本尊を掛け、専修寺の法談のあと「御書」の披露があり、「相残候法中」と同行が拝聴した(「下向記」所収「御対面所御書拝聴之図」(写真3)によると、三官以下の法中のほか、本山学林の所化、同行も御相伴で御書を拝聴)。

同月2日以降、法如は「毎晨朝御不参」となり、顕証寺も「瘡」のため同日から不参となった。また、毎朝本山堂達による法談も行われた。

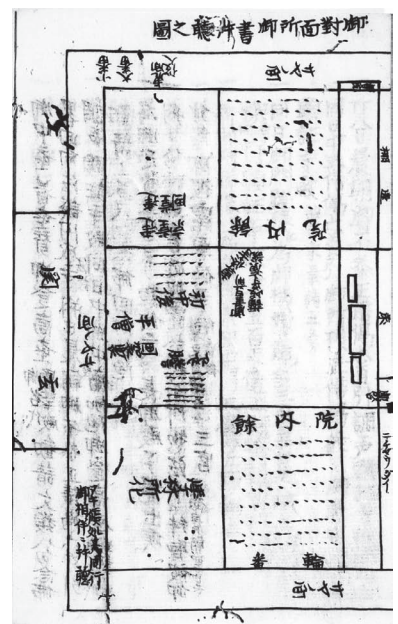


写真3 「下向記」御対面所御書拝聴之図

(6) 寛政元年閏6月の洪水

閏6月3日に予定された法如の吉崎参詣に先立ち、蓮如御影が前日2日に吉崎に到着した。ところが3日の吉崎参詣は雨天につき延引となり、さらに5日より大洪水となり道中の九頭竜川にあった舟橋は流されてしまい、一行は福井逗留を余儀なくされた。そこで翌日、川南余間中は福井片町夷屋で誂えた御機嫌伺いのための菓子を法如に献上し、「三十ヶ寺」および新発意・坊守・舎弟共娘まで志次第に冥加金を献上した。

その後6日朝から8日4つ時まで大洪水となり、「御坊御玄関先マデ込上、御門内膝切り、町家水漬数ヲ不知、准テ可知」という状況であった。また、福井から大野郡にかけて水害が多発した(下記)。

附リ

九頭竜川ノ様子、石徹白川大水、打波川大水、金山村ノ山少々崩レ、クツケ上ニハ、一丈斗ニ五十間斗ノエギレト有り、水ヲ吹き出シ田美塚川大水ニテ川筋叢道村水損堂寫村、栃ヶ嶋村田所へ切レ込ミ大損シ水漬家アリ、唐谷川大水ニテ川筋水損橋悉ク落ル、萩ヶ野村田所流レ尾波川大水橋悉ク落ル、猪之口村ヨリ若猪野村三昧下へ切レ込ミ田所損ジ、三谷村山崩レ家埋レ家内六人即死、勝山家中江水押込御堀り町□切レ町家水漬、浄土寺川大水橋悉ク落ル、川並水損野津又村山崩レ皿川大水水損影シ、松ヶ崎村前大川付寄り川除大道田所等欠ル、明金寫村田所悉クナカレ、岩屋川大水ニテ伊地知村田所悉ク砂入、志比ノ庄北嶋村へ大川切レ込ミ家三軒流レ、野中村大道ノ処へ川流レ家三軒斗リ流レ、飯寫村前サイ川ノ淵ノ処へ大川悉ク落込、飯寫村川北ニ成リ、松岡下比丘尼塚川少々切レ二三日モ往来留ル、渡り村家土蔵一村悉ク流ル、

一、池田川筋東郷駅ノ下毘沙門ニテ切込家三軒斗流レ、

一、真名川筋嵐嶋山鬼谷ノ奥瀧之谷山先年ヨリ少々ツツ崩レ候処此度大ヌケ、石砂夥敷ハセ出シ掘金先年ヨリ切込候処此度又々悉ク切レ込ミ、今井・西山・野中・稲郷悉ク水押込、水下ヘリ川エ落ル、ヘリ川筋水損、

同月8日、法中仲間より西瓜を献上することとなり、長慶寺が調達することになったが、「一向水漬」の状態であった。それでも探し求めたところ、「タチヤ」(福井城下立屋町)で水漬を免れた畑が2枚あり、受法寺が調達した2つと合わせ、ようやく計13個の西瓜を求めることができた。

(7) 愛宕山登山一件

同月9日、法如が城下西側の愛宕山に登り、茶屋「市太夫」で食事をするという噂が立った。それは前日、洪水のため吉崎参詣が叶わない法如が輪番と実相寺を招き、「気ヲ被転候場所遊参所等ハ無之候哉」と尋ねたところ、両名は遊参所として城下を一望できる愛宕山がある旨を返答し、「物喰候処ハ無之哉」と重ねて問うたところ、賤しき茶屋が5、6軒あると返答したことから、両名は急遽愛宕山登山を催すよう仰せ付けられたからであった。

これに対し「後見并肝煎同行」「余間中」「講中」らは、法如が「市太夫」へ赴くことに強く反対し、「最初御案内申候人甚タ不屈ニ候、御輪番重々ノ不調法ニ候」と役方を責め、「市太夫江御下リノ義御指留可申候由」を申し入れた。その後、同行2、30人らが市太夫に赴いたところ、御坊所から諸道具を指し遣わしてあり、「表ニハ御紋付ノ幕打テ、内ニハ銚子ノ幔幕等張り茶器等相荘リ、美々敷拵有之」と、既に法如を迎える準備が整っていた。そこで講中より申し立て、幕等を引かせ、「若是非御下リ被遊候ハ、御機嫌ニ相障リ候義ヲ無構、御輿ヲ押カヤシ可申心底」で市太夫に詰めた。結果的

に市太夫への御下りは中止となり、照源院（愛宕神社の別当松玄院か）にのみ訪れて帰ることになった。

（8）福井御坊における「華会」と講中による「餅ノ曲ツキ」

同月9日晨朝後、輪番は了勝寺に、法如が「御鬱勞」の様子であり、法如の御気を転じるにはどうしたらよいか相談したところ、了勝寺は生華しか思いつかないことを申し上げた。すると輪番は、明日10日に白書院において、華会の形式で生華を仰せ付けるので、仲間より相談の上趣向するよう依頼した。これに対し了勝寺は「格別華仕候者無之、不調法可有之」と述べ難色を示したが、輪番は是非趣向してほしいと願うので、この日会所の西蓮寺で仲間示談の上、翌10日に生華を献上することとなった。

同月10日9つ時、御坊白書院において仲間中より生華を献上し、法如は「甚タ御意」に入り、世話役の了勝寺・長慶寺・西蓮寺は菓子（松風）を拝領した。また、夜には白書院を明け放すので生華の花形が風にて損じてしまうことを坊官川那辺勘解由が心配し、四季咲きの山吹を差し上げるように申されたので、3か寺は山吹と蘭を活けて献上した（下記は華会関連記事）。

花師 了勝寺、同侍従、同次男大蔵卿、長慶寺、西蓮寺、本専寺、花手伝大泉寺浄土宗ニテ花ノ宗匠、大村氏侍、又侍一人名失念、御堂前紅屋、室町野村屋、松本立町稲津屋 右花師

出殿之人 光福寺、正立寺 諸色取持 敬覚寺、南専寺民部卿

従御坊所為中食結喰ムスヒメシ・煮染ニシメ・酒肴二種被下候、晩方花下ケ候節輪番拝見、相詰候仲間并講中等拝見有之、花下ケ候テ後チ御酒肴二種御坊ヨリ被下候、夫ヨリ拝領ノ松風出殿ノ人数江配分致候、

華会のあったこの日には、「同行ヨリ願ニ依テ」御対面所で御書の披露も行われた。

翌11日には法縁寺が立花を献上し、12日には白書院縁先で講中が「餅ノ曲ツキ」を披露した。講中の装束は「板メノ紅サラシノジバン（板締めめの紅晒の襦袢）、紫絹ノ襷、モミノハチマキ（紅絹の鉢巻）」というものであり、法如の御意に入った²¹⁾。

（9）吉崎下向・参詣

閏6月13日4つ時、後見中は千福寺を呼寄せ、明日14日吉崎御参詣、16日福井還御、17日御発輿という日程が急に決まったことを伝え、今日7つ時に三官の「御暇乞ノ御目見」が仰出されたので、このことを仲間中へ申し達するよう伝えた。千福寺は即刻これを会所に伝え、会所より町内の各宿所へ飛脚を廻した。その後、「御暇乞ノ御目見」は、飛檐中からの願により三官のみ白書院で行うのはやめ、御対面所で「惣法中」として行うこととなった。そのさいの「御直命之趣」は次の通りであった。

今度ハ不思寄逗留ニテ各々心配ニ有フ、夫ニ付弥法義相続セラレ安心ノ義ハ銘々之一大事ニ候エハ、五帖一部ノ消息・改悔文之趣能々聴聞セラレ、心得違無之様ニ末々マテ教化セラルヘシ、猶委キ義ハ役人共ヨリ申聞ケルデ有フ、

翌14日の卯の刻半、吉崎参詣に赴く一行の行列は大谷御参詣の如くであった。晨朝後居合わせた法中が藤屋出店のところで一行を見送った。吉崎に向かう道中の舟橋は洪水で流されてしまっていたため、一行は中角舟渡を利用し、森田巖教寺で昼食、金津教順寺に宿泊した。

翌15日、吉崎に到着し御書披露があり、またこの日、法如は次の歌を詠んだ。

コガレヨル越ノ吉崎浦船ニ 乗り得テ身ニモアマル嬉シサ²²⁾

同日、一行は金津明善寺に宿泊する予定であったが、吉崎で一夜を過ごし、翌16日早朝明善寺へ入りそこで朝食を召上った。その後、森田浄因寺で昼食をとり、7つ時に福井御坊へ還御となった。

(10) 法如御発輿（福井出立）

同月17日寅半刻に御発輿と仰出されたものの、5つ時ようやく御発輿の運びとなった。今度も御着の時のように門内で御見立（見送り）をするよう輪番所から通達されたが、以前の御着の節、三官以下惣坊主まで残らず門内で法如を迎えたさい混乱を招いたことから、今度は混乱なきよう、長慶寺から後見中に既に17日朝申し入れがあった。そこで三官については、御対面所で御暇乞をするよう仰出された。御発輿がさらに遅れるなか、仲間中は府中まで、近辺の者は歩いて見送ることが決まっていたため、その支度のため皆々旅宿へ帰り、「遠方或ハ親子有之分或ハ病身福井ニテ御暇之分斗」御対面所に詰めた（下記および写真4は法如御発輿の様子と「御対面ニテ御直命御暇乞之図」）。

御所様御出立ノ節御堂御拝有テ、御対面所正面ノサヤニテ御輿ニ被召候、其節三官ノ分エ御直命有之候、後ニ是ヲ記ス、証興寺（勝興寺）殿御居間ニテ御暇乞、御対面所ニテ御見立、御輿ニ被召候テ御輿ノソバニテ無言ニテ御礼有之候、三官ノ分御輿カキオロシ候テヨリ中門ギハマテ見送り、夫ヨリ白ラスヘマハリ、御門外マテ御輿ニ指添見送り、門ギハニテ讃岐守・大和守兩人江近ニ中腰ニテ暇乞、夫ヨリ脇道江ソレ先ニ立木田マテ罷越、木田ニテ御暇申上罷帰候、

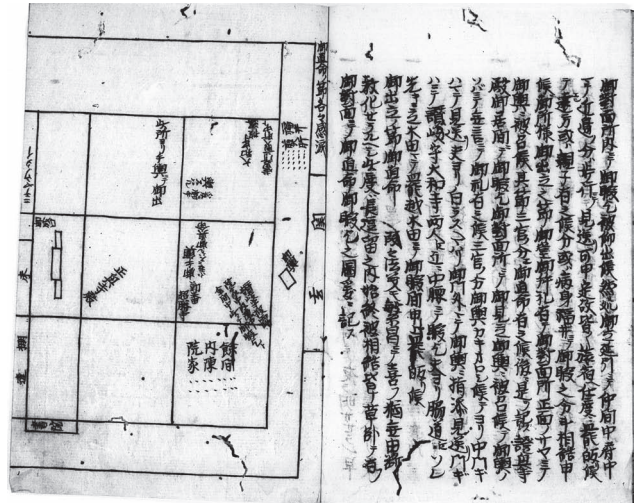


写真4 「下向記」閏六月十七日記「御対面ニテ御直命御暇乞之図」

法如は御堂に拝礼したのち、御対面所正面の鞘の間で輿に乗った。そのさい、三官に

「御直命」が下された。越中勝興寺は居間で暇乞いをし、御対面所で法如を見送った。そのさい法如は輿に勝興寺を召し、輿の傍で無言で御礼があった。三官は、輿が対面所から昇き降ろされてから中門際まで見送り、さらに白洲へまわり門外まで付き添って見送った。（常興寺は）門際で嶋田讃岐守・嶋田大和守に中腰で暇乞いをし、それから脇道をそれて先回りをして木田まで行き、そこで御暇を申し上げて帰った²³⁾。

以上が「下向記」のあらましであるが、「下向記」の巻末には法如出立のさいの「御直命」と「御対面ニテ御直命御暇乞之図」が記されている。

御出立ノ御直命 段々法義モ繁昌ニテ喜フ、猶無由断教化セラルヘシ、此度ハ長逗留之内始終被相詰、皆ナ草臥テ有フ、

「御対面ニテ御直命御暇乞之図」には、越前三官中のほか、福井肝煎同行も示されている。また、図には「御直命ノ節各々感涙」とあり、法如のねぎらいの言葉に一同が感涙する場面がしのばれる。

3. 法如越前下向の一考察

(1) 3資料からみた下向実現のための交渉

ここでは、法如下向実現のための交渉（公辺内繕）をテーマとし、①越葵文庫「家譜」、②『越前国諸記 一』（以下『諸記』と略記）、③「下向記」の3資料における記録内容の差異について簡単に考察する。

藩庁記録である越葵文庫「家譜 松平重富」寛政元年3月4日条²⁴⁾によると、法如越前下向は寛政元年下向以前にも計画があったものの、そのさいは「城下大火之砌」²⁵⁾であったので、福井藩から下向許可が下りなかったことがわかる。また同資料には、「近来在方打続凶作等二而難儀之趣も御座候付、又候被及御断」とあり、福井藩は当初、寛政元年下向についても許可しなかった。しかし、越前下向は高齢の法如の「御志願」であり「至而省略二而福井町在共二不致難儀様」取り計らうので下向を許可するよう本山が申し入れたので、最終的に許可を出したとある。ここで注意したいのは、「家譜」では福井藩と本山間の交渉しか窺うことができない点である。

一方、本願寺の記録である『諸記』によると、法如は下向の前年の天明8年6月26日に越前下向の意を能化功存に直接伝えたことがわかる²⁶⁾。また、その実現のため本山坊官は、同年11月、功存、後見衆（真宗寺・照護寺）、御坊輪番乗念寺、福井御坊役僧円覚寺が「示談」の上福井藩との交渉（公辺内繕）を成功させるよう求めた²⁷⁾。このように、『諸記』からは、福井藩との交渉に関わるべきと本山で認識され、実際に本山から依頼されていた人びとが具体的に知られる。また翌12月に御坊輪番乗念寺、福井御坊役僧円覚寺が本願寺坊官に宛てた書状によると、法如の寿像の御下向さえも不許可となる状況下、法如の下向は「逆も相調申間敷旨二而、甚以六ヶ敷様子」「昼夜諸役方取組罷有候共、于今何之御沙汰も無御座」とあり²⁸⁾、輪番乗念寺、福井御坊役僧円覚寺による藩との交渉は不調であった。

このような厳しい状況が打開され、下向許可が下りた要因を考えるさいに、「下向記」の記述は大いに参考になる。「下向記」は、「御能化平乗寺功存小稲津光福寺簾溪等」が内談し、福井御坊御勘定同行である「和田村勘右衛門并福井五器屋金右衛門・山形屋七郎右衛門」に福井藩との交渉（公辺内繕）を依頼したことを特記している。また「下向記」からは、その後法如の「加州山中御入湯」²⁹⁾を名目に交渉して藩に吉崎下向まで認めさせ、さらに法如が「御高年」であることを主張して「(下向)延引之御断難申上」との内意を藩から得たことが窺える。このような交渉が最終的に実を結び、寛政元年3月藩からの許可が下り、同年5月、3名宛にこの功績を賞する坊官連署状が発せられた。さらに「下向記」は、法如下向時に3名は御盃を頂戴し、「御名号」を拝領したことも特記している。

上記の3資料はそれぞれ異なる立場の人によって書かれているため、叙述の視点が異なり、記録された内容に差異が生じるのは当然である。ただ「下向記」は、藩と教団間の交渉というテーマに限っても、功存・簾溪と福井御坊御勘定同行3名の関わりや、藩との交渉内容について記録している。同行を含めた、当該期の越前真宗西派の内部構造を窺うことができ、興味深い。

次に、福井御坊御勘定同行3名について述べる。彼らは、福井御坊所御勘定講³⁰⁾の御勘定同行として御坊所の財政の一端を担う存在であったが、特に福井五器屋金右衛門と山形屋七郎右衛門は、ともに江戸後期に福井藩調達金の調達や返済を行っていることは注目される³¹⁾。つまり、彼らは福井御

坊でも重要な役割を果たす一方、藩財政とも深くつながっていた存在であった。そのため功存・簾溪らは、いわば藩に顔が利く彼らに、藩との交渉を依頼したといえよう。

(2) 天明・寛政期の越前の講中・同行

「下向記」には、前述の御勘定同行以外にも、「講中」や「肝煎同行」「同行」が散見される。彼らは、御書拝聴や剃髪式など法如下向にともなう諸行事に参加したり、法如の慰みのために「曲ノ餅ツキ」を演じたりしていることなどが知られる。ただ「下向記」の史料的性格上、三官の年頭礼や法会の次第など、法中（寺院や住持）についての記述は詳しいが、講中・同行についての詳細な記述はそれほど多くない。そこで、越前の講中の動向をよく伝える『諸記』から、法如下向前後における講中、特に川北二十五日講の動向を若干紹介したい³²⁾。

『諸記』によれば、天明2年（1782）正月に、川北二十五日講は年頭礼のため初めて同行惣代1人を上京させており、来年春からは「末々迄も相触、志取集上納可仕」ことを約している³³⁾。天明の飢饉で諸国からの本山への冥加金など上納が激減するなか、天明4年9月晦日付の本願寺坊官連署書状は、「福井表并三国辺御門徒之面々（福井同行と川北同行）」が、福井御坊から「御本山参銭筒」を申受けて冥加を集め、「両門跡様御感心不斜思召」であることを伝えている。なお翌10月朔日付本願寺坊官連署書状において本山は、福井同行らに加え、川北二十五日講の野中村小島五左衛門・宮領村源兵衛らに菓子（松風）を贈り、今後の「馳走」を依頼している³⁴⁾。

また、越前下向後帰京した法如への謝恩として、寛政元年7月、川北二十五日講の宮領村源兵衛や金津米屋市郎右衛門（福井藩御用商人）が本山に金1000両を献上していることが知られる³⁵⁾。

以上のように、御用金を調達しなければならないほど本山の財政が悪化している天明・寛政期に、川北二十五日講は、本山への経済的支援のため活発に活動している点が注目される。前述したように、当該期は功存の越前巡在もさかんに行われており、この2点の強い関連が推測される。

おわりに

本稿で紹介した「下向記」は、法如越前下向を越前の法中の視点でとらえ、法如越前下向の様相の新たな一面を知り得るものである。特に、下向時の法如の動静だけでなく、下向前後の越前真宗西派の法中・講中・同行の動向を、略記はされているものの具体的に知ることができることから、今後、越前真宗史研究に利用できよう。

また、「下向記」には、例えば寛政元年（1789）閏6月9日の「愛宕山登山一件」（本稿2（7）参照）のように、実際には事件とならず、一見すると些事かと思われる出来事の記録がある。法如の愛宕山登山のさいに茶屋市太夫へ法如が訪れることについて、後見・法中・肝煎同行・講中らは強く反対し、もし法如が市太夫を訪れることになれば、「（法如の）御機嫌ニ相障り候義ヲ無構、御輿ヲ押カヤシ可申心底」で、つまり不退転の覚悟で訪問を阻止しようと講中らは考えた。その講中の「心底」は、当該期の講中・門徒中のいわば「法主観」と通底しているであろう。近世宗教思想史の面からも興味深い事例ではないかと思われる³⁶⁾。

最後に、寛政元年法如下向と享和・文化年間の越前三業惑乱との関係について簡単に述べておきた

い³⁷⁾。「下向記」が示唆しているように、法如越前下向にともない、村むらへの触廻達、奉加のための巡在、各地の講における懇志の取り集め、同行らによる「御書」の聴聞が行われた。そこには多くの法中や同行中が組織的に関わっていたことは疑いない。この法中・同行のもつ組織性は、のちに越前三業惑乱が大きく展開する要因となったと考えられる。

文化2年4月、能化智洞（功存の後継）が三業帰命説を自ら否定し、回心状を幕府に提出したことを受け、これに動揺した越前国惣同行共（越前三業派門徒）は、福井御坊輪番に「法義安心」の説明を求める伺書を提出した。伺書には、法如越前下向のさい「御書」を実際に「聴聞」し、教化の内容を領解したなどとする逸話が2人分記されている。またこの2か月後、越前国御坊配下惣同行共は福井藩に口上書を提出し、「別而御当国ハ余国と違」い、かつて蓮如吉崎下向だけでなく、法如越前下向や能化功存の教化などが行われた地であることを挙げ、越前真宗西派の歴史的な特殊性を主張しつつ三業派への執り成しを求めている³⁸⁾。寛政元年の法如越前下向という出来事は、越前三業惑乱のさいには、越前三業派の主張を下支えする歴史・由緒に転化したといえよう。

注

- 1) 『真宗史料集成』所収「大谷本願寺通記」による。法如（本願寺第17世。1707～1789年）は寛保3年（1743）から寛政元年までの47年間、西本願寺法主であった。越前下向・帰京後わずか4か月後の寛政7年10月に死去している。
- 2) 本願寺史料集成『越前国諸記 一』（以下『諸記』と略記）収載の首藤善樹氏「解説」（1983年）などによる。なお『諸記』には、福井御坊・末寺・講中と本山間の往返状が留書のかたちで多数収められ、安永期から寛政期の越前真宗史の基本資料であるが、法如越前下向に関連する書状留書なども含まれている。
- 3) 平乗寺功存は明和6年（1769）以降本山学林の能化職を務め、法義面で法如の絶対的の信任を得て、高齢の法如を法義面で支えた。功存が唱えた三業帰命説が、近世真宗西派最大かつ全国的規模の法論となる三業惑乱を招いたことはよく知られている。また、越前においても多くの門徒を含んだ三業惑乱が大規模に展開するが、功存と門徒集団との関係が注目される。
- 4) 「御書」披露のさいには、「御書」の内容に関する演説や法談を行うのが通例であり、多くの人々が功存の演説や法談に接したと考えられる。また巡在には、僧分だけでなく、門徒衆も同道した。なお、拙稿『県史資料』第6号（福井県総務部県史編さん課、1996年）「寛政期越前の真宗西派－石川家文書『地獄物語』の考察－」参照。
- 5) 前掲拙稿において、当該期に川北二十五日講が功存に同道して奉加を集めた事例などを紹介した。
- 6) 福井県内において、真宗寺院を対象とした悉皆的な調査は行われていないため、今のところ法如下向に関する資料の残存状況については未詳である。さしあたり、福井県文書館の資料検索システム「デジタルアーカイブ」で、仮に「門跡」を検索語として資料検索を行うと28点の資料が抽出される。このうち、寛政元年の法如下向に関するものは本稿で紹介する「御門跡様御下向 全」のみである。
- 7) 『諸記』首藤善樹氏「解説」は、安永7（1778）年から寛政8年にかけての越前真宗西派の動向について述べられており、本稿もこの「解説」に依るところが大きい。また、澤博勝氏「真宗寺院・道場と越前吉崎」（澤博勝氏『近世の宗教組織と地域社会－教団信仰と民間信仰－』（1999年）第Ⅲ部第二章）も法如の越前下向について言及している。「宗教的社会関係」を重視する方法論を提唱し、「宗教社会史」の構築をめざす氏の所論は大変刺激的で参考になる。澤氏は同書で、法如による越前吉崎下向が行われた寛政年間前後を画期に「本山・全国レベルでの吉崎熱」「蓮如信仰」が高揚し、それを背景に吉崎をめぐる発生した諸問題を検証し、吉崎をめぐる諸関係の構造的変容がもたらされたとする。ただ、一例を挙げるならば、氏自らが同書で吉崎をめぐる構造的変容の要因と位置付ける「蓮如信仰」「本山・全国レベルでの吉崎熱の高揚」などの事象についての検証や論拠が乏しく、ほぼ自明の前提として寛政期前後の「蓮如信仰」「本山・全国レベルでの吉崎熱の高揚」（澤氏前掲書第Ⅲ部

第2章二)というキーワードを無批判的に扱われている(当然、その上に立てられた論にも疑問が残る)。しかしそれは、氏みずからが批判されているような、「越前=真宗地帯という枠組みを自明の前提として事象を分析する手法」と同じ誤りではないだろうか。また、それらの事象を検証し実像を明らかにするには、氏の提唱される方法論による「宗教社会史」だけでは全く困難であると考ええる。

- 8) 越葵文庫「家譜 松平重富」(福井市立郷土歴史博物館寄託)などによる。
- 9) 塩原山常興寺は、京都常楽台4代光宗の子光円が加賀国能美郡塩原村に当寺を創建したといい、はじめは東派に属していたが、天和3年(1683)におこった「百か寺騒動」によって西派に改派した。所蔵資料として「本願寺証如書状」のほか、「安心亀鑑御書集」などがある。なお、福井大学図書館(高島文庫)に「百箇寺騒動略記」(常興寺9代教乗が文化年間に筆写したもの。大野市史資料編に収載)は当寺旧蔵資料である。福井県文書館デジタルアーカイブの「常興寺」参照。
- 10) この点について、「下向記」寛政元年閏6月5日記に、「川北仲間ハ吉崎御出向ニ付、(閏六月)二日帰坊」という文言がみえ、法如一行の吉崎下向に先立ち、九頭竜川より北の坂井郡を中心とする「川北仲間」が帰坊していることがわかる。このことは、福井・吉崎間における法如一行の世話方を「川北仲間」が担い、常興寺などの大野惣法中など他地域の法中は法如一行の吉崎下向に直接には関わらなかったことを示している。「下向記」内部の記述の精粗は、このような状況を反映しているものといえよう。
- 11) 資料中の「天明九酉」(年)は「寛政元酉」(年)の誤記である。
- 12) 光福寺簾溪は功存の高弟で著名な学僧であり、『越前人物志』および『本願寺年表』によれば、天明4年(1784)と寛政5年(1793)に本山学林で講義を行っている。
- 13) 『諸記』によれば、和田村勘右衛門ら三名は福井御坊の「御勘定同行」である。なお、同書の寛政元年5月27日付本願寺坊官連署書状から、「五器屋金右衛門」は「杉本金右衛門」であることが知られ、大野郡木本領家村の杉本家(五器屋・五畿屋)と何らかの関係のある人物と推定される。
- 14) 「下向記」には、この時の御坊所からの触状が異筆で書き留められている。
- 15) 法如息の闡道(法寛)が入寺した院家寺院で、滋賀県米原市長沢に所在する。
- 16) 資料中の「後見」は、は真宗寺・照護寺をさす。「後見」の由来は、江戸初期に准如が越前福井下向のさい、福井藩主結城秀康に謁見するための登城の御供を務めたことによる。本覚寺とともに「三ヶ寺衆」とも称された。『諸記』には、後見について、「(福井御坊)輪番儀者年々ニ交代仕事ニ候得者、公辺等之儀万端御頼被遊候」とあり、後見は年々交代する福井御坊輪番に代わり、公辺(藩)との交渉役を期待されていた存在であった(天明7年11月10日付真宗寺・照護寺宛嶋田大和守書状留書)。
- 17) 医官畑柳敬は、「平安人物志」(天明2年版、文政5年版。国際日本文化研究センター所蔵)にその名がみえる。
- 18) 『諸記』により、当該期の和田村勘右衛門・福井五器屋金右衛門・山形屋七郎右衛門の3名は、福井御坊の「御勘定同行」であることがわかる。この3名については、本稿3(1)を参照されたい。
- 19) 法談を行った専修寺らは、本山堂達とみられる。法談の内容は記されていない。
- 20) 『真宗史料集成』所収「大谷本願寺通紀」には、この時の「御剃刀」が「薙度式」としてみえ、合わせて「三百人斗」が受式したこと知られる。
- 21) 現在でも行われている「越前勝山左義長」では、櫓の上で太鼓を打つ成人男子が赤襦袢を着用する。「餅ノ曲ツキ」の詳細は不明であるが、この左義長と類似した芸能かもしれない。
- 22) この御詠歌は、「コガレ」が掛詞となっており、船を漕ぐことと、吉崎参詣を待ち焦がれることを掛けているものと思われる。
- 23) 当該部分の文意からみて、この部分の記述は「常興寺」が主語と考えるのが自然である。
- 24) 越葵文庫「家譜 松平重富」(福井市立郷土歴史博物館寄託)寛政元年3月4日条。
- 25) 安永4年(1775)8月の、福井城内三の丸櫓・町家717軒などを焼失した福井城下大火をさすものと思われる。
- 26) 『諸記』天明8年8月11日付平乗寺宛本願寺坊官兵部卿書状留書。
- 27) 『諸記』同年11月18日付平乗寺宛本願寺坊官兵部卿書状留書。
- 28) 『諸記』同年12月21日付本願寺坊宛福井御坊輪番乗念寺・役僧円覚寺書状留書。

- 29) 文明5年9月下旬に、当時吉崎で布教を行っていた本願寺蓮如が、加賀山中に赴き湯治をしつつ門末に消息を遣わした有名な故事がある（「御文章」一帖目第十五通）。法如の加賀山中入湯の案が、藩との交渉を進めるうえである種の方便として設定された可能性はあるが、交渉の過程で提案されていたことは、法如下向の意味を考察するうえで興味深い。
- 30) 福井御坊御勘定講の運営には、丹生郡野田村丹尾清左衛門という人物が関わっており、『諸記』からは、天明5年に「国中有徳之肝煎門徒四十人」を御勘定講の取組掛として選んだことがわかる。
- 31) 内田吉左衛門家文書（学習院大学史料館保管）の資料「勘定差引覚」（資料番号00377）などによれば、両名は近世後期、連名で今立郡の有力商人吉田吉左衛門との間で藩調達金や利金の収受を行っていることがわかる。史料的制約から両人が藩調達金の関連業務を行っていた年代は特定できないものの、当該期にも業務を担っていた可能性が高い。なお天明7年12月、山形屋七郎右衛門は「改悔文」の下付を願い出ている（『諸記』同年12月14日付福井御坊輪番覚留書）。
- 32) 越前の川北二十五日講は、蓮如の忌日二十五日にちなみその講名とした集団で、後の享和3年（1803）ごろには坂井郡を中心に九頭竜川以北の50か村程度の村々を地盤としていた（小島家文書など）。安永8年（1779）の吉崎を御坊に仕立てようとする吉崎同行の動きや、その後の吉崎を巡る動きなどにも川北二十五日講は関わっており、この講の性格が目される。近世中後期における吉崎をめぐる動向については、澤博勝氏「真宗寺院・道場と越前吉崎」（澤博勝氏『近世の宗教組織と地域社会－教団信仰と民間信仰－』第Ⅲ部第二章）に詳しい。
- 33) 同日付の平乗寺（功存）宛本願寺坊官連署書状留書によれば、越前への御用金1000両の調達に功存に依頼されているが、同書状は「先達而も貴寺（功存）之御働二而千金被達候衆中」からも取り集め用立てるよう述べている。一方、同日付の本願寺坊官連署書状留書において川北二十五日講に馳走（経済的援助）が依頼されていることからすると、この「衆中」には川北二十五日講が含まれるとみてよい。
- 34) 『諸記』天明4年10月朔日付越前野中村小島五左衛門外二名宛本願寺坊官書状留書。
- 35) 『真宗史料集成』所収「大谷本願寺通紀」。
- 36) 前掲「寛政期越前の真宗西派－石川家文書『地獄物語』の考察－」参照。なお、寛政年ごろの成立とみられる「地獄物語」は、真宗門徒としての姿や立ち居振る舞い（いわゆる「外儀」）よりも内面の「信」を問題とし、読者に真宗門徒としての「信」を強く促す教訓的な物語であり、真宗思想の面から興味深い。
- 37) 近年の三業惑乱研究を展望したものとして、上野大輔氏「三業惑乱研究の可能性」（『龍谷大学仏教文化研究所報』第35号所載研究ノート1）がある。氏は三業惑乱研究の研究史を整理するとともに、今後の研究展開の見通しについて、三業惑乱の地域的展開に関する研究や思想史的研究の必要性について述べておられ、賛同する。
- 38) 当然のことではあるが、「越前国惣同行共」や「越前国御坊配下惣同行共」が作成した伺書や口上書の文言を、越前真宗門徒の思想としてそのまま受け取ることはできない。しかし、当該期の越前三業派の論理の一端を窺うことができる資料である。拙稿『県史資料』第4号（福井県総務部県史編さん課、1994年）「三業惑乱における越前真宗門徒－その行動と論理－」参照。

〔付記〕澤博勝氏と私は、越前という同じフィールドで互いに近接した研究分野を扱い、氏からは多くのことをご教示いただいた。越前真宗史の諸課題などについて議論したことも思い出深い。すでに逝去され、本稿に対する批判・反論の機会がない澤氏に、この場を借りて本稿での非礼を深くお詫びするとともに、御冥福をお祈りする。